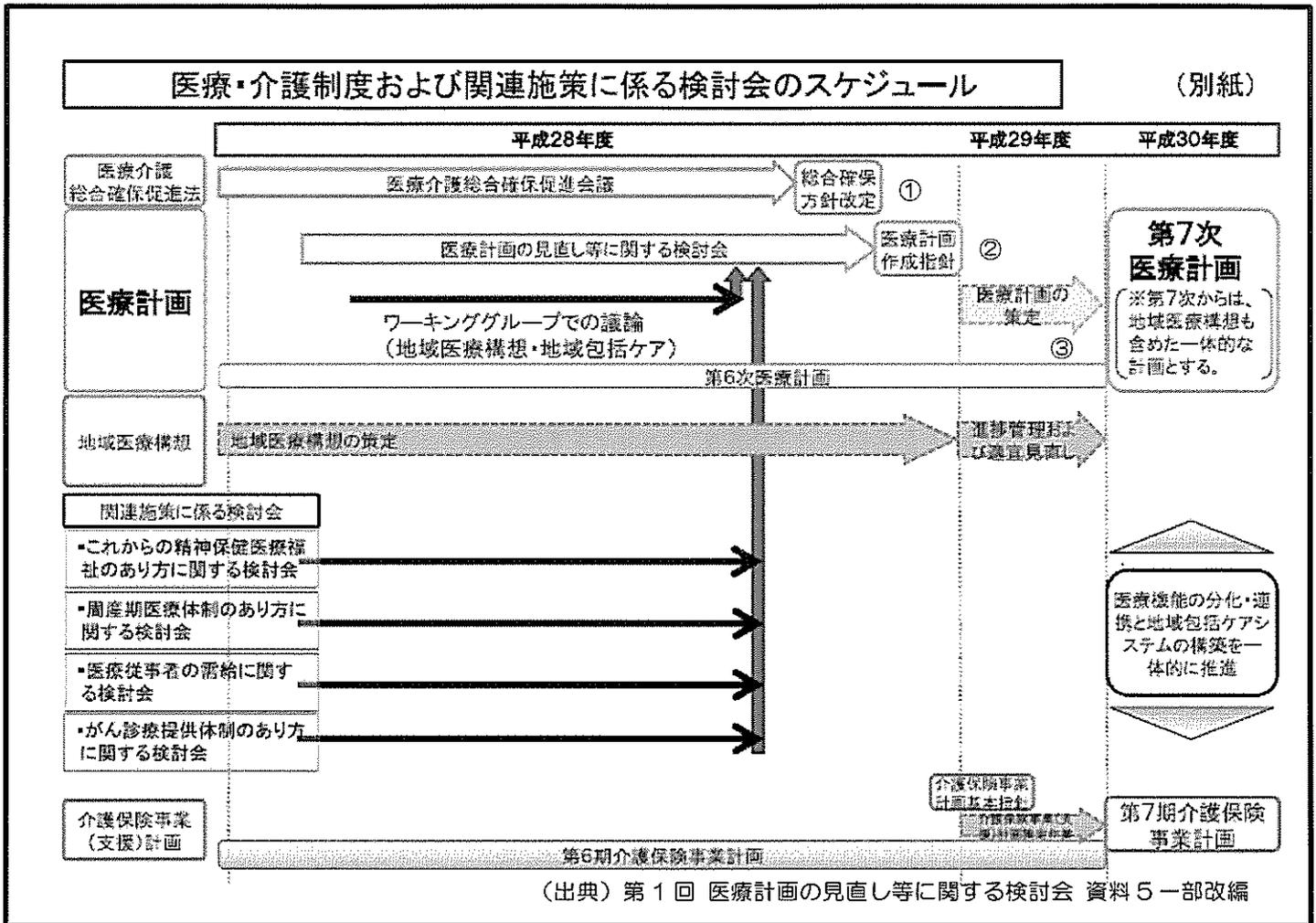


第7次保健医療計画の策定スケジュールについて



① 地域医療介護総合確保方針の決定 [H28 年内予定]

国が、医療計画基本方針（医療提供体制確保の基本的考え方）及び介護保険事業基本方針を決定。

② 医療計画作成指針 [H29.3 月見込]

国が、上記①方針に基づき、以下について決定。

- ・医療計画の作成のための「留意事項」、「医療計画の内容・手順」等（医政局長通知）。
- ・上記のうち、疾病又は事業ごとの医療体制に係る「求められる医療機能」「構築の手順」等（指導課長通知）。

③ 医療計画の策定 [H29.4 月～H30.3 月]

県が、上記①方針及び②指針を踏まえ、医療計画を策定。

<現時点での見込>

- ・5 疾病 5 事業 + 在宅医療 について、7WG を設置し検討（前回計画時に同じ）。
- ・地域医療構想調整会議については、医療審議会（保健医療福祉協議会）と一体的に開催（各 2 回程度を想定）。
- ・骨子案作成を 8 月、素案作成を 10 月、最終案作成を H30.1 月に想定。